**赤い羽根共同募金　配分応募要項**

上田市共同募金委員会

(事務局　上田市社会福祉協議会)

１　配分の基本方針

(1) 上田市共同募金委員会では、上田市地域福祉活動計画の基本理念「ともに支え合い健幸でいきいきと生活できる　安心の地域社会の実現」を実現するため、活動計画における基本目標および施策に該当する事業に対して、共同募金を配分します。

(2)　配分事業の対象活動

ア　地域福祉を担う人づくり

　（ァ）市民への情報提供の充実

　（ィ）担い手となる人材の発掘と育成

　（ゥ）地域福祉の意識の醸成

　（ェ）募金・寄付等の取り組みの推進

　イ　支え合いを広げる地域づくり

　（ァ）地域福祉ネットワークづくり

　（ィ）連携と協働による地域づくり

　（ゥ）地域活動への支援

　ウ　地域福祉を推進する体制づくり

　（ァ）分野横断的体制づくり

　（ィ）相談体制の充実

　（ゥ）子ども・子育ての支援体制の充実

　（ェ）権利擁護を推進する体制づくり

　（ォ）新たな課題に対応した体制づくり

　エ　安心して暮らせる地域づくり

　（ァ）防災、防犯体制とバリアフリー等を整えた安全な地域づくり

　（ィ）支援を必要とする人が安心して暮らせる地域づくり

　（ゥ）健康で安心して暮らせる地域づくり

２　配分事業の対象期間

　　令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

３　配分額

1. 配分限度額

　　　社会福祉施設 … 事業費の50％以内で限度額は150,000円とします。

　　　社会福祉団体 … 限度額は250,000円とします。

　　　社会福祉法人、更生保護法人、NPO法人、任意団体(ボランティア、住民組織等)などが対象となります。

1. 配分決定

配分の適否については、本会が設置する配分審査委員会で、今回の応募における事業内容、予算、事業実績による効果等を審査のうえ決定します。審査の結果により、申請した金額からの減額があります。

　　 対象となる事業は、1団体1事業で費用不足を補うためとします。

４　配分対象外

1. 構成員の互助共済のみを対象としているものや人件費、飲食費（会議等のお茶菓子代や会員同士の昼食代など）、お土産代 など
2. 社会福祉または更生保護を目的とする施設・団体であっても、政治・宗教・組合などの運動を配分金事業として行うものや営利を目的とする事業
3. 県や市、その他上部組織等への会費や負担金
4. その他共同募金の配分を受ける事業として適切でないもの（市民の皆様からの善意の募金であり、寄付者の意向に合わない内容や誤解を招く内容への使用は認めていません。）
5. 社会福祉法第122条に「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後１年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金の募集をしてはならない」と定められていますので、御注意ください。

※報告書類等で対象外経費が分かった際は、返金等検討させていただきます。

５　配分金の使途明示

共同募金は市民の皆様からお寄せいただいた寄付であり、本会は寄付者に助成事業の進捗

・結果を報告することが求められます。

1. 配分事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には「共同募金」の配分事業であることを表示してください。
2. 大会・会議・研修会等の場合は、それらの資料に配分を受けたことを明示してください。

(例)「この資料は、共同募金配分金によって印刷されたものです。」

(3) 施設・団体の予算書、決算書に共同募金配分金の使用使途がわかるよう明記してください。

(4) 配分を受ける施設・団体は、街頭募金運動に参加してください。

６　申請書類について

(1) 所定の申請用紙（様式1－1、2、3）に記入（支出見積の詳細には、内訳が分かるよう記載し、金額の根拠となるものの見積またはカタログを添付）し、①定款又は会則、②令和3年度事業計画、③令和2年度決算書、④令和3年度予算書を添付してください。

(2) 提出期限は**4月5日(月)**までとなりますので、期限厳守でお願いします。

【申請先】

・上田地区共同募金会　電話27-2025　　　　・丸子地区共同募金会　電話42-0033

・真田地区共同募金会　電話72-2998　　　　・武石地区共同募金会　電話85-2466